

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>本県が有する多様な観光資源を都市圏のファン層及びその他一般層へ広く知らしめ、本県への誘客数の増加及び観光消費額の獲得につなげるため、在都市圏メディアに対するPR活動を通して、認知度向上及びブランド価値向上に取り組む。</p> <p>そのため、本契約では、都市圏メディアに対するPR活動の企画立案のほか、パブリシティ活動及びニュースリリース資料の作成・配信、都市圏からのプレスツアーといったPR活動業務を委託する。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>本業務は、PR活動の実施方針や戦略、手法、有するネットワークによって成果に大きな差が出るため、事業者には事業効果を勘案して業務を遂行することが求められる。</p> <p>このため、単なる価格競争ではなく、メディア向けのPR活動に関する専門的な知識やノウハウ、幅広いネットワーク、実績に加え、具体的な提案に基づく事業の有効性や期待できる効果を総合的に審査して業者選定する必要がある。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>令和8年3月17日に開催した都市圏メディア向け県内観光資源等PR活動業務委託プロポーザル評価会議の結果、各構成員の評価点の合計が基準点（216点／360点）を上回り、かつ、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も低かった共同ピーアール株式会社を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。</p>